

(仮称)守谷市自治基本条例

## 第3回 条例策定に向けたミーティング

---

令和8年4月26日(日)14時~16時

# 今後の進め方(予定)

\*回数は決まっているものではありません

第3回ミーティング 4月26日(日) 14:00~16:00 (2時間)



第1回検討分科会 5月23日(土) 8:30~12:30 (4時間)

第4回ミーティング 6月27日(土) 14:00~16:00 (2時間)



第2回検討分科会 8月1日(土)※変更 (4時間)

第5回ミーティング 8月 8日(土) (2時間)



第3回検討分科会 8月29日(土) (4時間)

第6回ミーティング 9月 (2時間)

# 1 前文(案)

## 【第2回ミーティング案】

守谷市は、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を大切にし、豊かな自然と歴史、そして「まちづくりの主役は市民である」という信念を受け継いできました。

今後もこれらを継承し、市民が誇りと幸せを感じ、安心して暮らせる地域社会を築くとともに、みんなで守谷の未来を紡ぎ、創り上げていくために、大切な約束としてこの条例を制定します。

## 【再改定案】

私たちは、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を大切にし、豊かな自然と歴史を尊重し、市民が主役となる自治を受け継いできました。

私たちは、今後もこれらを継承し、市民が誇りを持ち、安心して暮らせる地域社会をさらに発展させ、みんなで守谷の未来を創り上げていくために、大切な約束としてこの条例を制定します。

## 2 目的(案)

### 【第2回ミーティング案】

#### (目的)

この条例は、本市の自治に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を大切にしながら、市民を主体としたまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

### 【改定案】

#### (目的)

この条例は、本市の自治に関する基本理念を明らかにし、市民を主体とした自治を確立し、持続可能な自治を推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

### 3 基本理念(案)

#### 【第2回ミーティング案】

##### (まちづくりの基本理念)

まちづくりの主体は市民であることを基本とし、市民、議会及び執行機関は、対等なパートナーとして互いに理解し合い、信頼と共感のもとに協働してまちづくりを推進するものとする。

#### 【再改定案】

##### (基本理念)

本市における自治の主体は市民であることを基本とし、市民及び市は、互いに理解し合い、信頼と共感のもとに協働して自治を推進するものとする。

## 4 基本原則(案)

### 【第2回ミーティング案】

#### (まちづくりの基本原則)

まちづくりの基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民自治の原則： 市民の意思に基づいてまちづくりを進めること。
- (2) 情報共有の原則： 市民、議会及び執行機関は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用すること。
- (3) 参加と協働の原則： 市民の参加により、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会、議会及び執行機関が協働でまちづくりを進めること。
- (4) 多様性の尊重の原則： 多様性を認め合い、インクルーシブなまちづくりを進めること。
- (5) 未来世代への配慮の原則： 施策の決定にあたっては、未来世代の視点を組み込み、持続可能なまちづくりを進めること。

## 4 基本原則(案)

### 【改定案】

#### (基本原則)

自治の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民自治の原則： 市民の意思に基づいてまちづくりを進めること。
- (2) 情報公開及び共有の原則： 市は、市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民の自治への参加を促進するため、市政に関する情報を市民に提供し、共有に努めること。
- (3) 参加と協働の原則： 市民が自治に参加し、市と協働で自治を進めること。
- (4) 多様性の尊重の原則： 多様な価値観を認め合い、誰もが包摂される自治を進めること。
- (5) 未来への配慮の原則： 施策の決定にあたっては、現在及び未来の世代の視点を組み込み、持続可能な自治を進めること。

## 5 条文構成(案)

### 第1章 総則

(目的)(条例の位置付け)(用語の定義)

### 第2章 自治の基本理念と基本原則

(基本理念)(基本原則)

### 第3章 市民の役割等

(市民の権利)(市民の役割)(子どもの権利)

### 第4章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

### 第5章 市長及び執行機関の役割及び責務

(市長の役割及び責務)(職員の役割及び責務)

### 第6章 情報の公開と共有

(情報共有)(個人情報の保護)

### 第7章 参加と協働

(市民参加の機会)(市民会議)(協働の推進)(都市内分権の推進)

### 第8章 市政運営

(総合的かつ計画的な行政運営)(説明責任)(財政の健全性)(危機管理)

### 第9章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

(広域連携)

### 第10章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)